

最長
35年間
変わらない安心!

JA住宅ローン 全期間固定金利

令和4年
3月31日(木)
実行分まで

団体信用生命共済付 (死亡、後遺障害保障) 掛け金はJAが負担いたします。ご安心ください。

金利重視
プラン

【店頭標準金利】
年3.52%
最大軽減幅
年2.57%
最大軽減後
固定金利
年0.95%
令和3年4月1日現在

保障重視
プラン
(満51歳未満の方)

さらに!きちんとサポートしてほしい方におすすめ!
三大疾病保障特約付 JA住宅ローン
(団体信用生命共済)

通常
+0.3%の
ところ
+0.1%
で備えられる



【店頭標準金利】
年3.52%
最大軽減幅
年2.47%
最大軽減後
固定金利
年1.05%
令和3年4月1日現在

死亡・後遺障害に加えて3つのリスクを保障

がん 急性心筋梗塞 脳卒中

死亡・後遺障害保障に加え、上記の病気が原因で所定の状態*と診断されたら

対象の住宅ローン残高が

0円に!
家族とマイホームを守ります
全額返済*

*がんの場合は、保障の開始時の属する日以後90日以内に診断確定された場合を除きます。
*死亡・後遺障害保障に加え、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により、所定の状態と診断された場合、住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。*住宅ローン残高が0円になるには所定の条件があります。

さらに
+0.1%で

貯金連動型住宅ローンにパワーアップ!



貯金残高に応じて
住宅ローン利息を
キャッシュバック!

貯金の残高が増えれば増えるほど、住宅ローンの利息が戻ってきます。

【イメージ】
住宅ローン残高
2,000万円(金利1.15%)
定期貯金残高
500万円(金利0.002%)
の場合

住宅ローン残高
2,000万円
住宅ローン
1,500万円
(金利1.15%)

お客様名義の定期貯金
500万円(金利0.002%)

お客様名義の定期貯金分
500万円(金利0.002%)

年間
5.74
万円
キャッシュバック
キャッシュバック額(年間)
500万円×(1.15%-0.002%)
=57,400円

キャッシュバック対象貯金残高
*住宅ローン残高の50%が上限です。

*金利は年率表示しています。実際のものとは異なります。計算上、住宅ローンおよび定期貯金の残高・金利は一定と仮定して年間のキャッシュバック額を計算しています。また、定期貯金利息の源泉分離課税は考慮していません。実際には各条件によりキャッシュバック額は変わります。

*店頭標準金利は令和3年4月1日時点の基準金利に基づいて設定しています。
*金利情勢により金利の見直しを行う場合がございます。
*お借入の際は出資金をお預かりする場合がございます。
*別途保証料、各種手数料が必要です。
*詳しくは店頭の説明書またはホームページの説明書をご覧ください。



令和3年4月1日現在の適用金利
JA兵庫西
http://www.ja-hyogonishi.com/

☎のご相談は JA兵庫西ローンプラザへ
☎ 0120-233-038

JA住宅ローン(全期間固定金利)商品概要

(令和3年4月1日現在適用中)

取扱い期間	令和4年3月31日実行分までとさせていただきます。																		
取引による 軽減対象項目	①JAに給与振込のご指定 ②JAに年金振込のご指定(債務者または配偶者の直系尊属含む) ③定期的な振込及び引落のご指定(本件ローン及び⑤⑥⑦以外で3種類以上) ※上記①②が不可の場合のみ選択可 ④JAネットバンクのご契約 ⑤教育ローンカード型のご契約またはカードローンのご契約 ⑥JAに公共料金引落のご指定(クレジットカード含む) ⑦JAカードのご契約				いずれか1項目必須														
	※①～⑦は、新たに指定・契約する場合も適用とします。※上記要件を満たした場合、▲1.600%、または、▲1.700%金利軽減いたします。				いずれか2項目必須														
適用金利 (固定金利型) 35年以内 30年以内 25年以内 20年以内	団体信用生命共済	店頭金利(年利)	取引軽減幅(年利)	基本軽減幅(年利)	最大軽減後金利(年利)														
	特約なし	3.52%	▲1.70%	▲0.87%	0.95%														
	三大疾病保障特約あり		▲1.60%		1.05%														
○当初の取引項目が続く限り、最後まで金利の変更はございません。																			
お使いみち	○ご本人またはご家族が常時居住されるための住宅及び土地でご本人が所有(ご家族との共有を含む。)されるものを対象とした不動産の購入資金、新築、建て替え、増改築。 ○現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換え資金とお借換えに伴う諸費用。 ○お借換えとあわせて増改築・改装・補修のための費用および他金融機関または信販会社からの太陽光発電設備・家庭用燃料電池設置等にかかる借入金のお借換え資金。																		
ご利用 いただける方	○当JAの組合員の方。(組合員外の方は出資加入のうえ組合員になって頂きます。) ○お借入時の年齢が満20歳以上満66歳未満(三大疾病保障特約ありの場合、満51歳未満)であり、完済時の年齢が満80歳未満の方。 ○前年度税込年収が原則として300万円以上ある方。(自営業者の方は前年度税引前所得とします。) ○勤続年数が原則として1年以上の方。(自営業者の方は、営業年数が原則として3年以上、JAとのお取引が1年以上ある方。) ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。																		
ご融資金額	○原則として、10万円以上10,000万円以内、1万円単位とします。																		
ご融資期間	○10年1ヶ月以上35年以内(借換資金については32年以内)、1か月単位とします。																		
ご返済方法	○元金均等返済または元利均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式のいずれかをご選択いただけます。																		
担保	○ご融資対象物件に第1順位の(根)抵当権を設定登記させていただきます。																		
保証	○兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>○別途必要となります。 【お支払保証料(例)融資実行時一括支払いの場合】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>10年</td> <td>20年</td> <td>25年</td> <td>30年</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>123,695円</td> <td>189,438円</td> <td>214,818円</td> <td>236,279円</td> <td>254,410円</td> </tr> </table> <p>※ご融資額1,000万円、ご融資利率2.000%、保証料率0.220%、担保設定有り、元利均等返済の場合</p> 					お借入期間	10年	20年	25年	30年	35年	保証料	123,695円	189,438円	214,818円	236,279円	254,410円		
お借入期間	10年	20年	25年	30年	35年														
保証料	123,695円	189,438円	214,818円	236,279円	254,410円														
団体信用 生命共済	○当JA所定の団体信用生命共済(特約なし、または、三大疾病保障特約あり)にご加入いただけます。 ○共済掛金は当JAが負担いたします。 ○ご加入に際しては、健康状態を告知していただけます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。																		
	<p>被共済者が共済期間中に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。 ※約定利息・約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">特約なし</td> <td colspan="2">1.死亡されたとき</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2.保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、次の①から⑩のいずれかの後遺障害の状態になられたとき ①両眼の視力が0.02以下になったもの②1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの③そしゃくの機能を喪失したもの④言語の機能を喪失したもの⑤両上肢の用を全廃したもの⑥両手の手指の全部を失ったもの⑦両下肢を足関節以上で失ったもの⑧両下肢の用を全廃したもの⑨精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの⑩神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三大疾病保障特約あり</td> <td colspan="2">3.三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td>悪性新生物(がん)</td> <td>保障期間内に初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日以後90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞</td> <td>保障の開始時以後に生じた疾病により、保障期間内に所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>脳卒中</td> <td>保障の開始時以後に生じた疾病により、保障期間内に所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。</td> </tr> </table> <p>○上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明」および「団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。</p>					特約なし	1.死亡されたとき		2.保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、次の①から⑩のいずれかの後遺障害の状態になられたとき ①両眼の視力が0.02以下になったもの②1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの③そしゃくの機能を喪失したもの④言語の機能を喪失したもの⑤両上肢の用を全廃したもの⑥両手の手指の全部を失ったもの⑦両下肢を足関節以上で失ったもの⑧両下肢の用を全廃したもの⑨精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの⑩神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの		三大疾病保障特約あり	3.三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき		悪性新生物(がん)	保障期間内に初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日以後90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、保障期間内に所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。		脳卒中
特約なし	1.死亡されたとき																		
	2.保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、次の①から⑩のいずれかの後遺障害の状態になられたとき ①両眼の視力が0.02以下になったもの②1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの③そしゃくの機能を喪失したもの④言語の機能を喪失したもの⑤両上肢の用を全廃したもの⑥両手の手指の全部を失ったもの⑦両下肢を足関節以上で失ったもの⑧両下肢の用を全廃したもの⑨精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの⑩神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの																		
三大疾病保障特約あり	3.三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき																		
	悪性新生物(がん)	保障期間内に初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日以後90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。																	
	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、保障期間内に所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。																	
	脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、保障期間内に所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。																	
手数料 (固定金利型)	○ご融資の際、33,000円の融資手数料(消費税等含む)と、固定金利型選択手数料5,500円(消費税等含む)が必要です。 ○ご返済期間終了までに、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の融資手数料が必要です。 なお、所定の要件を満たす繰上返済については、手数料免除制度があります。詳細は、当JAの支店窓口へお問い合わせください。 ・全額繰上返済の場合… 融資残高の1%(正組合員0.5%)または20万円のいずれか低い額(消費税等別) ・一部繰上返済の場合… 一律11,000円(消費税等含む)(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は0円)																		
その他 参考となる 事項	○お申込みの際には、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。 審査の結果によっては、お申込をお断りする場合やご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のご融資利率、金利変動ルール、ご返済額の試算については、当JAの支店窓口までお問い合わせください。																		